【公安告示】雑踏警備業務１級検定及び雑踏警備業務２級検定の実施（警察本部）

島根県公安委員会告示第８号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第１項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第７条の規定により告示する。

令和５年５月30日

島根県公安委員会委員長　　高　橋　美　佐　子

１　検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実　施　日　時		定　員
雑踏警備業務１級	学科試験	令和５年８月30日（水）午後１時30分から午後４時まで	20人程度
	実技試験	令和５年10月18日（水）午前９時から午後５時まで	
雑踏警備業務２級	学科試験	令和５年８月30日（水）午後１時30分から午後４時まで	20人程度
	実技試験	令和５年10月４日（水）午前９時から午後５時まで	

２　実施場所

島根県松江市打出町250番地１　島根県運転免許センター

３　検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

⑴　雑踏警備業務１級検定

区　分	科　目
学科試験	○　警備業務に関する基本的な事項 ○　法令に関すること。 ○　雑踏の整理に関すること。 ○　雑踏警備業務の管理に関すること。 ○　人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○　雑踏の整理に関すること。 ○　雑踏警備業務の管理に関すること。 ○　人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

⑵　雑踏警備業務２級検定

区　分	科　目
学科試験	○　警備業務に関する基本的な事項 ○　法令に関すること。 ○　雑踏の整理に関すること。 ○　人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	○　雑踏の整理に関すること。 ○　人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

４　受検資格

⑴　雑踏警備業務１級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア　検定規則第４条に規定する２級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る法第23条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が１年以上であるもの

イ　都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

⑵　雑踏警備業務２級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5　受検手続に関する事項

⑴　受付期間

令和５年７月31日（月）から同年８月４日（金）までの午前８時30分から午後４時まで（午後零時から午後１時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

⑵　受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

⑶　提出書類

ア　検定申請書（検定規則別記様式第１号）１通

イ　写真（申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）２枚

ウ　島根県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面１通

エ　島根県外に住所を有する者にあっては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面１通

オ　雑踏警備業務１級検定を受検しようとする者で、４の⑴のアに該当するものにあっては、２級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各１通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、４の⑴のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各１通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ　雑踏警備業務１級検定を受検しようとする者で、４の⑴のイに該当するものにあっては、１級検定受検資格認定書の写し１通

⑷　検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6　受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7　問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852－26－0110　内線3032）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。